

広島県告示第八百三十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第四十四条において準用する同法第二十九条の規定によって、次の土地を保安施設地区予定地にする旨の通知を農林水産大臣から受けた。
令和元年十月三十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 保安施設地区予定地の所在場所

次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱四十六号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱四十六号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）

三原市本郷町上北方字龍王平甲一〇三五五、字向田二八二五の二、二八二六の一、二八二八

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (一) 主伐は、択伐による。
- (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

四 指定の有効期間

七年

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を広島県農林水産局森林保全課及び三原市役所に備え置いて縦覧に供する。）